

(妊産婦)

問5-7 妊産婦の受け入れの有無についてお尋ねします。(ひとつに〇)

1. 受け入れている 2. 受け入れは難しい → (問6へ)

↓

【受け入れている場合】

- ① 「出産前」の妊産婦の受け入れ条件について具体的にご記入ください。
妊娠()カ月未満まで
それ以外の条件()

- ② 「出産直後」の受け入れ条件について具体的にご記入ください。

--

問6 外国籍の方の利用についてお尋ねします。

問6-1 2011年4月以降、外国籍の方を受け入れましたか。(ひとつに〇)

1. 受け入れた 2. 受け入れはない

問6-2 これまで人身取引被害者を受け入れた経験がありますか。(ひとつに〇)

1. ある → 何年頃に何名受け入れましたか()年頃()名
2. ない → (問6-3へ)

問6-3 通訳対応は可能ですか。(ひとつに〇)

1. 対応できる 2. 対応できない → (問6-4へ)

↓

対応言語と通訳者の依頼先について具体的にお書き下さい。

対応言語	
依頼先	

問6-4 在留資格がない場合、どのように対処しますか。

--

問7 一時保護するにあたって、その他の条件についてお尋ねします。

(所持金や所持品)

問7-1 一時保護利用にあたって持ち込み不可の私物がありますか。(ひとつに○)

1. ある → (具体的に: _____)
2. ない → (問7-2へ)

問7-2 一時保護利用にあたって、施設で管理する私物がありますか。(ひとつに○)

1. ある → (具体的に: _____)
2. ない → (問7-3へ)

問7-3 所持金に、制限はありますか。(ひとつに○)

1. ある → (具体的に: _____)
2. ない → (問7-4へ)

(回数制限など)

問7-4 一時保護を退所したのちの再利用の制限はありますか。(ひとつに○)

1. 複数回利用には制限がある → () 回まで
2. 制限はない → (問7-5へ)

↓

その理由:

問7-5 一時保護所利用にあたり、その他の条件がある場合は具体的にお書き下さい。

問8 貴一時保護所で実施している入所者向けプログラムについてお尋ねします。

それぞれ実施の有無と、実施されている場合は、名称、プログラム実施者、その内容、実施頻度をご記入ください。

A. 生活支援プログラム

1. 実施している

2. 実施していない

↓

【実施している場合】

実施している生活支援プログラムの名称を、全てご記入下さい。複数実施されている場合は、主なものひとつに◎をつけてください。

※ 上記のプログラムのうち、主なものひとつについて、プログラム実施者・内容・頻度をご記入ください。

【プログラム実施者】

【その内容】

【実施頻度】

B. 未就学児を対象としたプログラム

1. 実施している

2. 実施していない

↓

【実施している場合】

実施している未就学児を対象としたプログラムの名称を、全てご記入下さい。複数実施されている場合は、主なものひとつに◎をつけてください。

※ 上記のプログラムのうち、主なものひとつについて、プログラム実施者・内容・頻度をご記入ください。

【プログラム実施者】

【その内容】

【実施頻度】

C. 学齢期児童の学習指導プログラム

1. 実施している 2. 実施していない



【実施している場合】

実施している学齢期児童の学習指導プログラムの名称を、全てご記入下さい。複数実施されている場合は、主なものひとつに◎をつけてください。

※ 上記のプログラムのうち、主なものひとつについて、プログラム実施者・内容・頻度をご記入ください。

【プログラム実施者】

【その内容】

【実施頻度】

D. その他のプログラム

1. 実施している 2. 実施していない



【実施している場合】

実施しているその他のプログラムの名称を、全てご記入下さい。複数実施されている場合は、主なものひとつに◎をつけてください。

※ 上記のプログラムのうち、主なものひとつについて、プログラム実施者・内容・頻度をご記入ください。

【プログラム実施者】

【その内容】

【実施頻度】

婦人相談所における一時保護所の運営と支援に関する調査

2011年8月中（8月1日～31日）に入所した利用者全員について、1名につき1枚ずつご記入ください。

利用者10名分（10枚）の調査票を同封しております。8月中の入所者が11名以上の場合、お手数をおかけして大変恐縮ですが、調査票をコピーしてご記入をお願いいたします。

8月の入所者（ ）名中 NO.（ ）	入所期間： 1.（ ）日間 2.入所継続中（ ）日目
------------------------------	---

利用者の概況	入所時の本人の年齢 （ひとつに○）	1. 10歳代 2. 20-24歳 3. 25-29歳 4. 30-34歳 5. 35-39歳 6. 40-44歳 7. 45-49歳 8. 50-54歳 9. 55-59歳 10. 60-64歳 11. 65-69歳 12. 70歳以上
	单身／家族同伴別 （いくつでも○）	1. 单身 2. 同伴児童あり 3. その他（本人から見た続柄 ） :人数 (人)
	同伴児がいる場合 同伴児の学齢・性別・人数 （いくつでも○）	1. 乳児 男児（ ）人 女児（ ）人 2. 幼児 男児（ ）人 女児（ ）人 3. 小学生 男児（ ）人 女児（ ）人 4. 中学生 男児（ ）人 女児（ ）人 5. 義務教育年齢以上 男児（ ）人 女児（ ）人 ※該当の性別の同伴児がない場合は（ ）に「0」とご記入ください。
	配偶関係（ひとつに○）	1. 婚姻中 2. 事実婚継続中 3. 離婚成立 4. 婚姻（事実婚含む）経験なし
	本人の国籍（ひとつに○）	1. 日本 2. その他（ ）
	本人の学歴（ひとつに○）	1. 中卒 2. 中卒後専門学校 3. 高校中退 4. 高校卒業 5. 高卒後専門学校 6. 短大・大学卒 7. 大学院卒 8. その他（ ） 9. わからない
暴力被害状況	身体的・性的暴力被害状況（いくつでも○）	1. 夫からの暴力 2. 内夫からの暴力 3. 元夫からの暴力 4. 恋人からの暴力 5. 子どもからの暴力 6. 親からの暴力 7. 親族からの暴力 8. その他（ ） 9. とくにない
	精神的暴力被害状況 （いくつでも○）	1. 夫からの暴力 2. 内夫からの暴力 3. 元夫からの暴力 4. 恋人からの暴力 5. 子どもからの暴力 6. 親からの暴力 7. 親族からの暴力 8. その他（ ） 9. とくにない
夫等・子どもの状況	夫等の状況（いくつでも○）	1. 身体的疾患または疑い 2. 精神的疾患または疑い 3. 精神障害または疑い 4. 知的障害または疑い 5. 身体障害または疑い 6. 失業中 7. 働かない 8. 異性関係 9. ギャンブル 10. アルコール依存 11. 薬物使用・依存 12. 1-11に該当なし 13. 夫等はいない
	子どもの状況（いくつでも○）	1. 母親からの虐待 2. 父親からの虐待 3. 内夫・母の恋人等からの虐待 4. その他不適切な養育 5. 発達の遅れ 6. 不登校・ひきこもり 7. 学力の遅れ 8. 慢性的疾患 9. 障害または疑い 10. 1-9に該当なし
家族関係（いくつでも○）		1. 夫婦関係の悪化 2. 離婚問題 3. 姑・舅等との関係悪化 4. その他の親族との関係悪化 5. 1-4に該当なし
居住環境	一時保護直前の居住場所 （ひとつに○）	1. 夫等と同居 2. 別居の親族宅に避難 3. 親族以外に避難・居候・間借り 4. 病院 5. 住込み就労 6. 車上生活 7. 路上生活 8. ネットカフェ等 9. 他の福祉施設 10. 仮設住宅 11. その他（ ）
	居住先の喪失経験 （いくつでも○）	1. 立ち退き 2. 住込み先退去 3. 居候先からの退去 4. 退院先なし 5. その他（ ） 6. 特になし
入所時の本人の心身の状況（いくつでも○）		1. 精神的疾患またはその疑い 2. 身体的疾患または疑い 3. 精神障害またはその疑い 4. 身体障害またはその疑い 5. 知的障害またはその疑い 6. 妊娠中・出産直後 7. 1-6に該当なし
入所直前の経済状況（いくつでも○）		1. 経済的困窮 2. サラ金等からの借金 3. その他からの借金 4. 生活保護受給中 5. 1-4に該当なし
売買春等の関与（いくつでも○）		1. 性産業で就労 2. 売春を強要される 3. ヒモ・暴力団の関与 4. 5条違反 6. 人身取引 7. その他（ ） 8. 1-7に該当なし

平成 23 年度

婦人相談所における一時保護所の運営と支援に関する調査

一次分析報告書

平成 24 年 2 月

(株) 日本リサーチセンター

1 調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、厚生労働科学研究費補助金による研究助成「DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」(研究代表者 戒能民江)により実施した。

婦人相談所における一時保護所の運営と支援、および利用者の状況について、現場の実情に即して把握し、今後必要とされる支援モデルや支援策について検討し、政策提言することを目的とする。

(2) 調査期間

平成 23 年 11 月～平成 24 年 1 月

(3) 調査対象および調査方法

全国 47 都道府県の婦人相談所における一時保護所を対象とし、一時保護所運営の実態について聞く調査票 A を各都道府県に 1 票配付した。

また、平成 23 年 8 月に、一時保護所に入所した利用者を対象とし、一時保護所職員が記録に基づき記入する調査票 B を各都道府県に 10 票配布した(11 人以上利用があった場合は、人数分コピーして記入するように依頼した)。

調査票 A と B を各都道府県の一時保護所宛に郵送配布し、郵送回収を行った。

(4) 調査対象数および有効回収数

調査対象数：47 都道府県

有効回収数：調査票 A (一時保護所用) 47 票

調査票 B (利用者用) 47 都道府県より 457 票

(ただし、そのうち 12 票分については、集計された形で回収されたため、詳細分析が難しい。)

(5) 倫理上の配慮

調査によって把握された結果については施設・個人が特定されることのないよう、統計的に処理し、守秘義務の厳守および厳重なデータ管理により、個人情報の秘匿に努めた。また、個別の都道府県名についても同様の扱いを行った。

2 調査結果の分析

I. 一時保護所体制

(1) 婦人保護施設との併設の有無

47 都道府県一時保護所の婦人保護施設との併設の有無についてみると、26 施設は併設しており、21 施設は併設していない。

図 1 婦人保護施設との併設の有無（単位：施設）



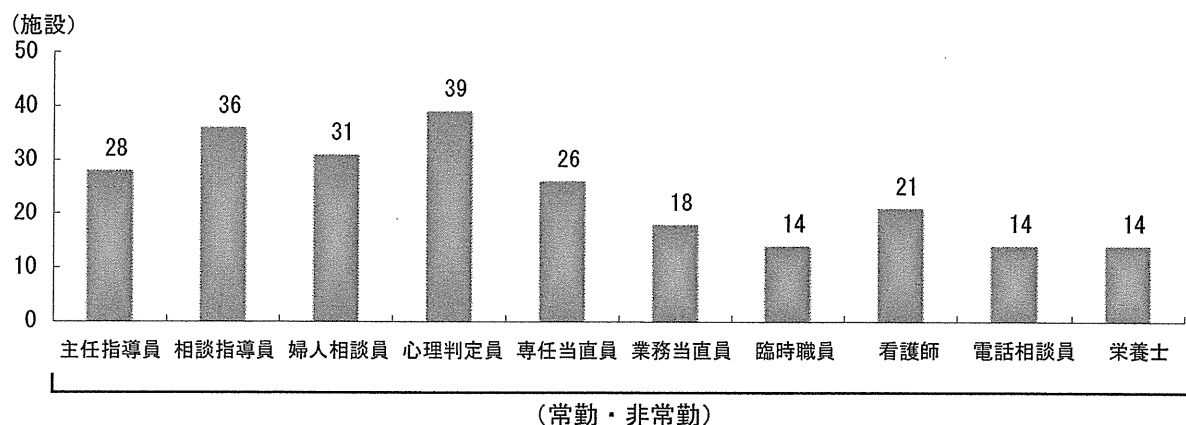
(2) 職員構成

1. 職員構成数（平成 23 年 10 月 1 日現在）

一時保護所の職員構成として、職種別・雇用形態別に人数を聞いた。なお、ここに列記されていない管理職や一般職員の配置数は含まれていないこと、類似の職種であっても役職名が異なっているために回答に含まれていない場合があること、複数の役割を兼務している職員もそれぞれの役職で含まれている場合があることに留意されたい。また、「看護師」には「保健師」が、「栄養士」には「調理職」の職員なども含まれている場合がある。

職種別に職員構成をみると、最も配置している施設が多いのは「心理判定員」で、47 施設中 39 施設で配置されている。次いで、「相談指導員」が 36 施設、「婦人相談員」が 31 施設、「主任指導員」が 28 施設で配置されている。

図 2. 職員構成（複数回答・単位：施設）



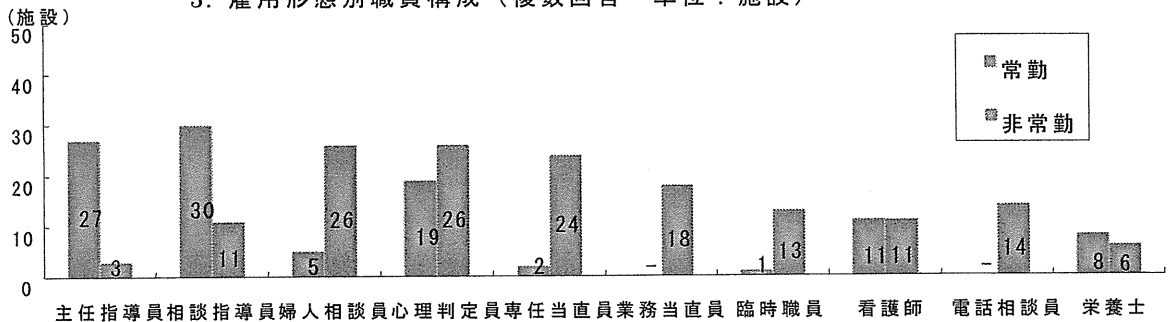
(n=46施設)

*無回答の1施設を除く

雇用形態別に職員構成をみると、常勤職員を配置している施設が多いのは、「相談指導員」と「主任指導員」である。非常勤職員を配置している施設が多いのは、「婦人相談員」や「専任当直員」である。「心理判定員」は常勤職員の配置が 19 施設、非常勤職員の配置が 26 施設と、いずれも比較的多いことが特徴的である。

職員の延人数をみると、最も配置数が多いのは「婦人相談員」で 131 名が配置されている。大多数の 114 名が非常勤職員である。次いで、「相談指導員」が 128 名配置されているが、逆に大多数の 93 名が常勤職員である。配置している施設が多い「心理判定員」の延配置数は 52 名であり、施設あたりの人数は平均 1 名程度であることが分かる。

3. 雇用形態別職員構成（複数回答・単位：施設）



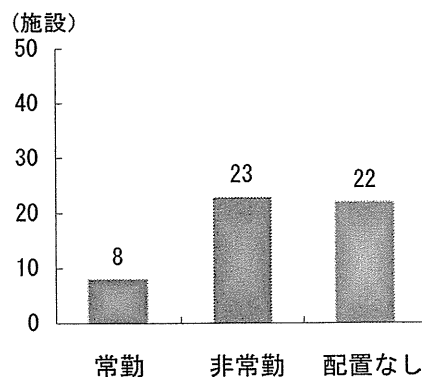
雇用形態	延人数										
	計	60	128	131	52	99	89	24	25	64	17
	常勤	55	93	17	23	11	-	1	13	-	8
非常勤	5	35	114	29	88	89	23	12	64	9	
雇用形態	平均値										
	計	1.3	2.8	2.8	1.1	2.2	1.9	0.5	0.5	1.4	0.4
	常勤	1.2	2.0	0.4	0.5	0.2	-	0.0	0.3	-	0.2
非常勤	0.1	0.8	2.5	0.6	1.9	1.9	0.5	0.3	1.4	0.2	

(n=46 施設)
*無回答の 1 施設を除く

2. 同伴児童のケアを行う指導員（保育士又は児童指導員）

一時保護所で同伴児童のケアを行う指導員（保育士又は児童指導員）の配置人数を聞いたところ、配置しているのは 47 施設中 25 施設である。常勤職員を配置しているのは 8 施設延 23 名、非常勤職員を配置しているのは 23 施設・延 36 名である。なお、そのうち、常勤・非常勤の両方を配置しているのは 6 施設である。

図 4 同伴児童のケアを行う指導員の配置（複数回答・単位：施設）



延人数	23	36
平均値	0.5	0.8

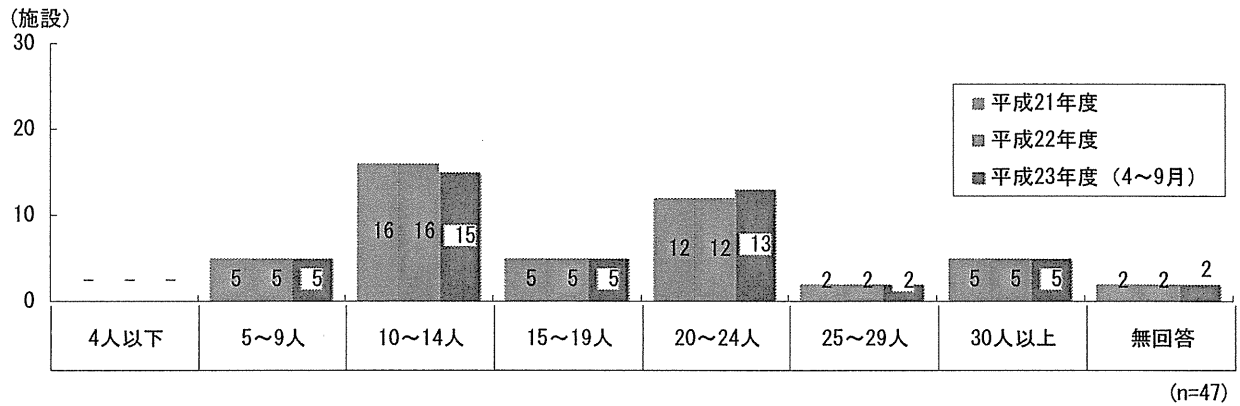
(n=47)

(3) 入所定員・入所者数

1. 入所定員

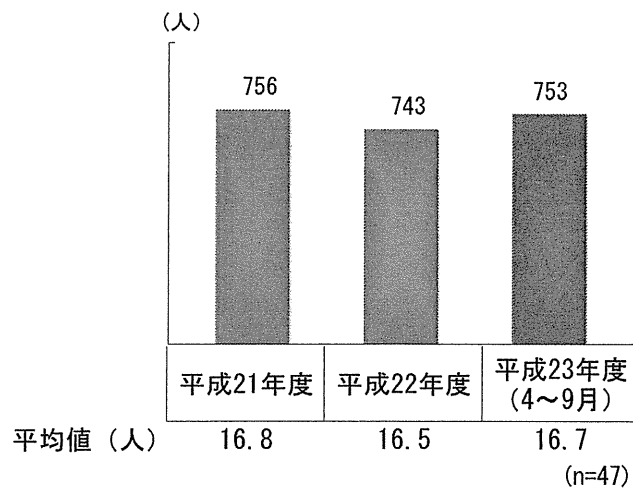
各保護所の入所定員を平成21年度～23年度についてみると、年度による大きな変動はない。比較的多いのは、10～14人、20～24人が定員の一時保護所である。

図5. 平成21年度～23年度の入所定員（単位：施設）



全国45施設（無回答の2施設を除く）の入所定員延人数をみると、平成21年度で756人、平成22年度で743人、平成23年度で753人である。

図6. 平成21年度～23年度の入所定員（延人数）



2. 入所者数

平成23年度前半（4～9月）の入所者数をみると、47施設中、10施設が40～49人で最も多い。

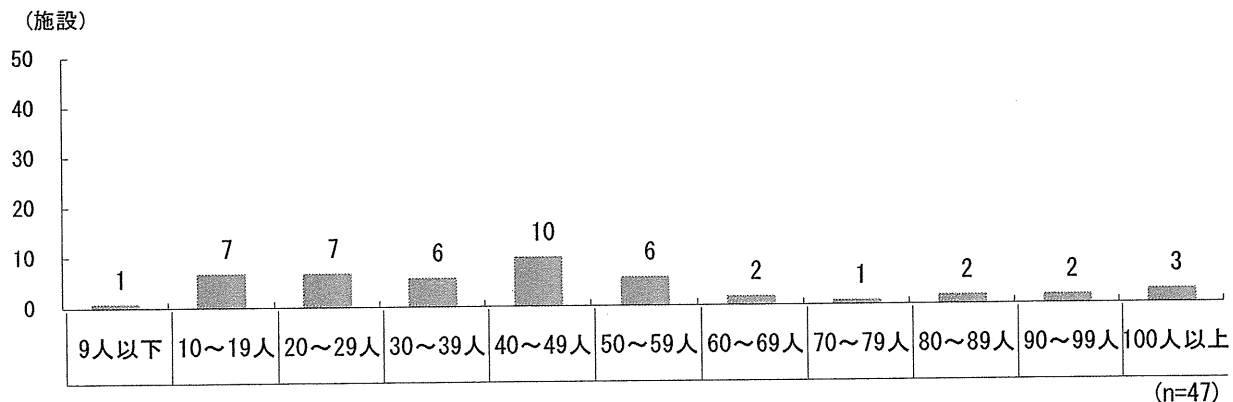
各保護所の入所定員を平成21年度～23年度についてみると、年度による大きな変動はない。比較的多いのは、10～14人、20～24人が定員の一時保護所である。47施設中、31施設は入所者数が50人未満である。

18歳以下の同伴家族数は9人以下が41施設と多くなっている。

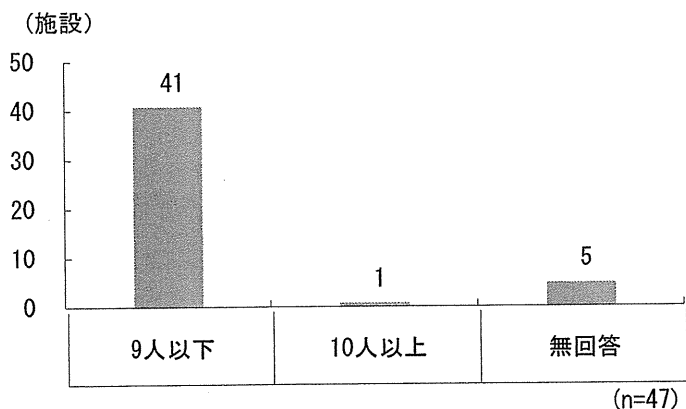
18歳未満の同伴児童数は、10人～19人が11施設とやや多くなっている。

図7. 平成23年度前半（4～9月）の入所者数（単位：施設）

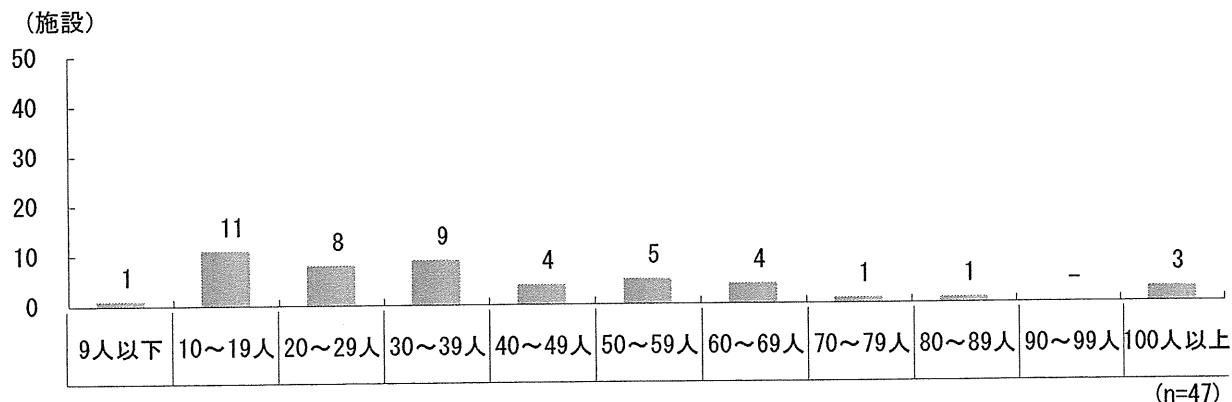
<7-1. 女性入所者数>



<図7-2. 同伴家族数>



<図7-3. 同伴児童数>



全国 47 施設の一時保護所について入所者の延人数をみると、女性入所者は延 2,366 人で平均 50.3 人、同伴児童数は延 1,865 人で平均 39.7 人である。同伴家族数は 42 施設（無回答の 5 施設を除く）で延 40 人、平均 1.0 人である。

表 8. 平成 23 年度前半（4～9 月）の入所者数（延人数及び平均値）

	延人数	平均値
平成23年度（4～9月）の女性入所者数	2,366人	50.3人
平成23年度（4～9月）の同伴家族数	40人	1.0人
平成23年度（4～9月）の同伴児童数	1,865人	39.7人

（４） 一時保護所運営

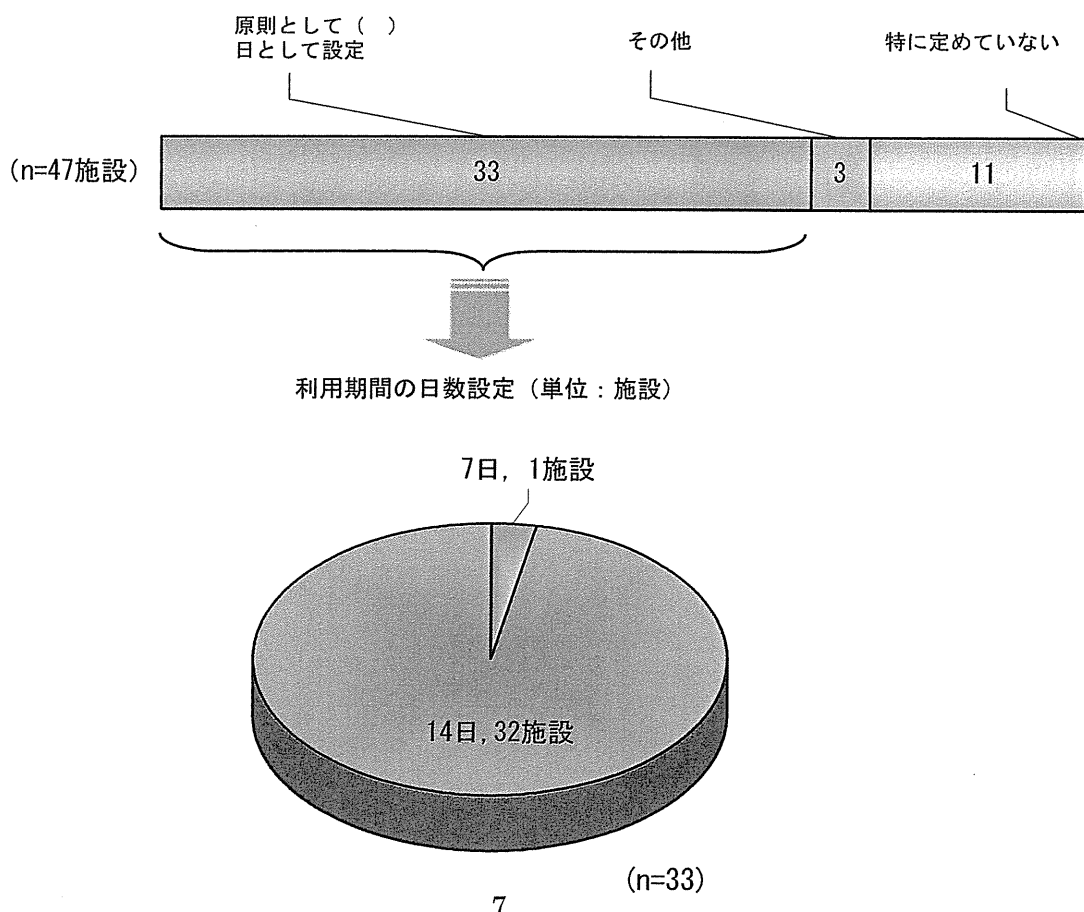
1. 利用期間

全国 47 施設の一時保護所について、利用期間の設定をみると、原則として日数を設定している一時保護所が 33 施設である。11 施設は「特に定めていない」としている。

「その他」は 3 施設であり、「必要最短の日数」「概ね 14 日を目安としているが、状況により対応」「2 週間を目途に退所先を決めるよう説明するが決まるまで追い出すことはない」としている。

日数を設定している 33 施設では、32 施設が原則として 14 日間として設定、1 施設が原則として 7 日間と設定している。

図 9. 利用期間（単位：施設）

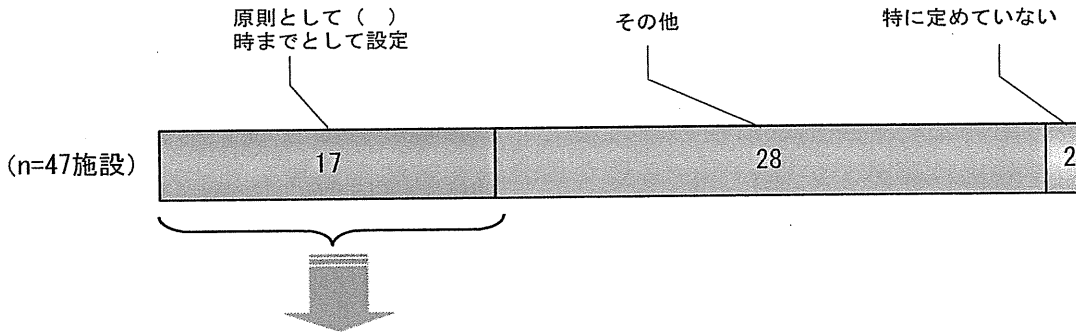


2. 外出の門限時間

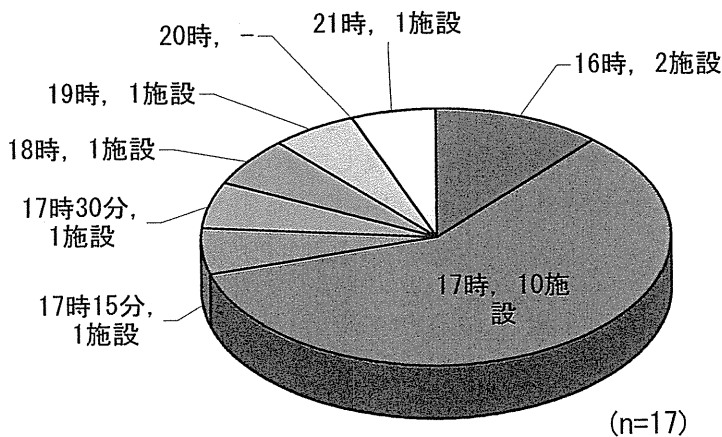
全国 47 施設の一時保護所について、外出の門限時間をみると、原則として門限を設定している一時保護所が 17 施設である。2 施設は「特に定めていない」としている。

門限時間を設定している 17 施設では、「17 時」が門限という施設が最も多く 10 施設である。最も早い門限は「16 時」、最も遅い門限は「21 時」である。

図 10. 外出の門限時間（単位：施設）



門限時間の設定（単位：施設）



「その他」は 28 施設であり、原則外出は認めていないという回答が多く挙げられている。また、外出の目的等によって調整している一時保護所もある。

- ・ 外出自体を制限（必要性を所で判断）、基本的に職員同行。
- ・ 自由外出は認めていない。
- ・ DV 申立てが認められるまで、単独での外出は認めていない。DV 申立てが認められた後は 16 時 30 分まで。
- ・ 原則、外出禁止。
- ・ DV 被害者の場合は、職員と同行が基本。それ以外の方は個別の事情で対応。
- ・ 原則として安全が確保されるまでは外出しない。
- ・ 原則として外出を認めていない。
- ・ 外出の目的によって目安時間を決めている。
- ・ 外出不可。
- ・ 原則外出不可。
- ・ 必要な外出のみ、職員及び福祉事務所職員が同行する。

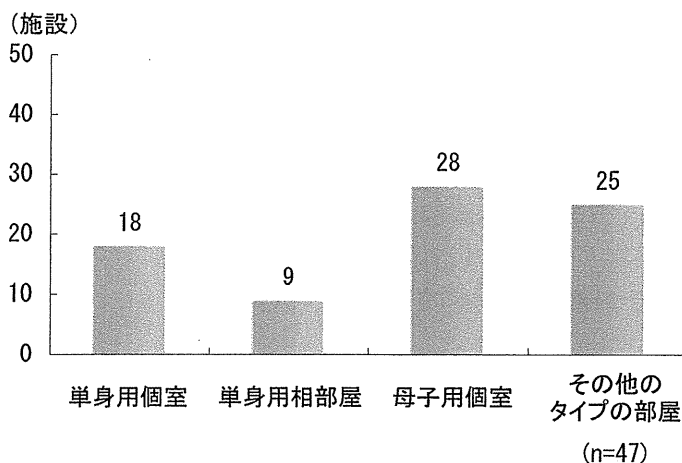
- ・ 必要に応じて検討。
- ・ 単独の外出は認めていない。
- ・ 事前に「外出届」を提出し、承認している。
- ・ 自由な外出は不可。
- ・ 本人のみの外出は認めていない。
- ・ 原則として1人での外出は認めていない。
- ・ 同行支援を除き、外出は原則禁止としている。
- ・ 行き先、用件、帰寮時間を明示して、事前に許可をうける。
- ・ 原則不可。
- ・ 基本的に単独での外出は認めていない。
- ・ 時間は定めていないが外出は所長の許可後とし、必要最低限としている。
- ・ 原則として外出は認めていないが、必要な場合所要時間を調整している。
- ・ 外出は原則として職員が同行、勤務時間内に戻るよう努力している。
- ・ 外出は原則禁止、必要に応じ職員同行で外出（裁判所、病院等）。
- ・ 入所者単独での外出は認めていない。
- ・ 裁判所の手続、病院の受診等必要な場合を除き外出は禁止。

3. 居室数

全国47施設の一時保護所について、居室の構成をみると、「母子用個室」を設置している一時保護所が最も多く、28施設である。18施設が「単身用個室」を、9施設が「単身用相部屋」を、25施設が「その他のタイプの部屋」を25施設が配置している。

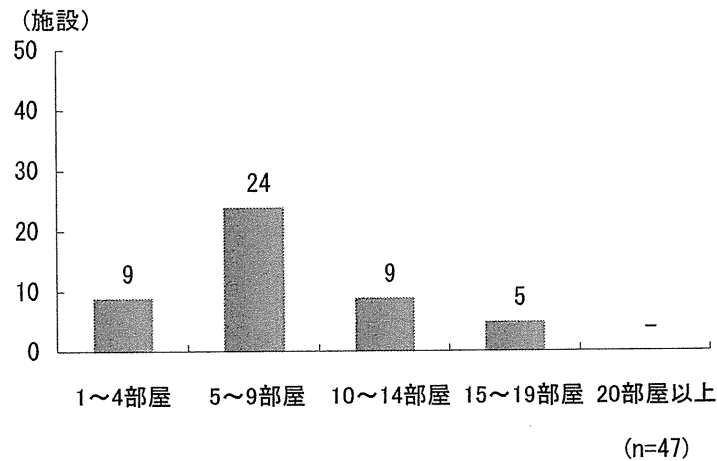
「その他のタイプの部屋」には、単身用や母子用と区別されていない部屋や、バリアフリーの部屋などが含まれている。

図 11. 居室構成（複数回答・単位：施設）



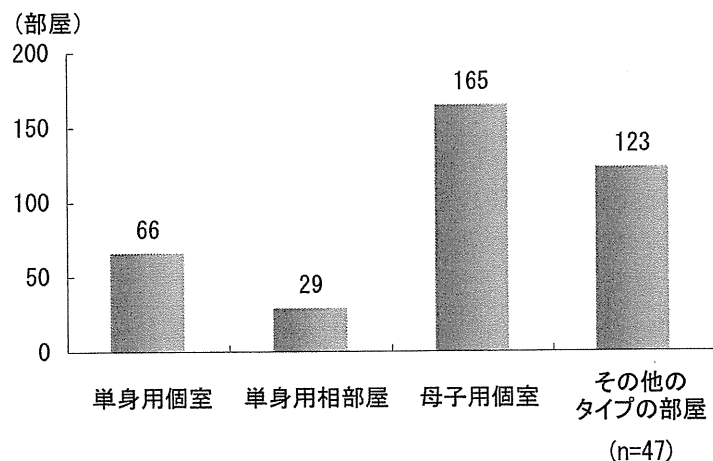
合計の居室数をみると、「5～9 部屋」設置している施設が 24 施設と最も多い。「1～4 部屋」が 9 施設、「10～14 部屋」が 9 施設、「15～19 部屋」が 5 施設である。

図 12. 居室数（計）（単位：施設）



全国 47 施設の一時保護所が設置している延居室数をみると、「単身用個室」が 66 部屋、「単身用相部屋」が 29 部屋、「母子用個室」が 165 部屋、「その他のタイプの部屋」が 123 部屋である。

図 13. 延居室数（単位：部屋）



4. 平日以外・平日開所時間外の受け入れ

平日以外の土曜・日曜・祝日および平日開所時間外の受け入れ状況をみると、47 都道府県すべての一時保護所でいずれも「受け入れる」と回答している。

土曜・日曜・祝日と平日閉所時間外の受け入れ対応内容としては、当直者が一次対応をした上で担当職員・責任者に下記が挙げられている。

土曜・日曜・祝日の受け入れ	平日開所時間外の受け入れ
当センターに勤務する保護指導員(特別職非常勤)が一時保護の依頼を受けた場合は、その日の担当職員に電話連絡し、担当職員が一時保護依頼先に保護を求める者の状況を聞き取り、受け入れの可否を判断し、受け入れを行っている。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同様。
相談指導員が相談対応し上司と協議の上、一時保護必要との判断がおりたら業務当直員が受け入れ対応する。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同様。
当直から、担当職員へ電話連絡が入る。担当職員が相談機関(又は本人)から聴取し、その内容を電話で上司に報告し、協議の上、受理決定する。職員が出勤し受け入れを行う。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同様。
警察等から宿日直に保護依頼があった場合は、宿日直から担当職員に連絡があり、担当職員が警察や本人から事情聴取したうえで所長が入所を決定する。当県の場合は、警察から保護依頼があった場合は、警察が保護所まで移送している。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同様。
平日以外に、警察署等の関係機関から緊急一時保護の依頼を受けた場合は、専任当直員又は電話相談員が第1報を受けた上で、その内容を所長に伝え、所長が関係機関から内容を直接確認し、入所の判断を行う。	あらかじめ受け入れ準備等を行った上で宿日直専門員及び専門当直員が対応している。
初期対応者が副所長に報告し、対応を決定。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同様。
センターに連絡が入り、相談調査員が登庁し対応する。レストフルルームに入室し、翌平日にあらためて、面接し、対応する。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同様。
婦人相談員勤務時間(9:00~17:00、年末年始を除く)にあつては、相談員を經由して、勤務時間外は直接、保護所職員(専用携帯)が承認の決定を行う。入所者対応は当直の警備員が行う。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同様である。 (婦人相談員の平日勤務時間は21:00まで)
一時保護所(保護課)の職員が対応。入所の判定は、電話等により、決定権者等と事前協議。	夜間指導員が対応。入所の判定は、電話等により決定権者等と事前協議。
職員が休日出勤して対応している。	職員が時間外勤務をして対応している。

土曜・日曜・祝日の受け入れ	平日開所時間外の受け入れ
<p>①警察からの緊急保護要請に対応している。</p> <p>②勤務しているケースワーカーが警察から事情を聴き、当番の役付職員と電話協議のうえ、その指示により受け入れを決定する。</p> <p>③翌平日の日中に、①の警察所在地を所管する市役所等に来所してもらい、入所継続の可否を検討する。</p>	<p>①（土曜・日曜・祝日の受け入れのとおり）</p> <p>②勤務している生活支援員が（以下、土曜・日曜・祝日の受け入れのとおり）</p> <p>③（土曜・日曜・祝日の受け入れのとおり）</p>
<p>日勤 CW1名で対応（状況に応じて、上司と電話による緊急受理会議を行う）</p>	<p>夜勤 CW1名で対応（状況に応じて、上司と電話による緊急受理会議を行う）</p>
<p>警察経由のみ依頼を受付け、入所の要否判断の上、受け入れています。</p>	<p>市区町村や警察経由で依頼があった場合、DVについてはDVセンター開所時間内であればDVCにて依頼を受付け、それ以外は女性相談所で依頼を受付けます。</p> <p>DV以外については市区町村、警察経由共に女性相談所で依頼を受け付けます。</p>
<p>遅早勤者、宿直者、夜勤者が保護依頼に対応し、上司と協議の上、受け入れを行っている。</p>	<p>土曜・日曜・祝日の受け入れに同じ。</p>
<p>待機職員が登庁し対応する。</p>	<p>夜間女性相談員が対応する。</p>
<p>警察から保護依頼があった場合、所の緊急用携帯へ連絡が入る仕組みとなっている。状況を聞き取り、保護の決定を行った場合、職員が出勤して対応している。</p>	<p>土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。</p>
<p>職員が受け入れの相談対応。受け入れが決まると、時間帯によって宿日直代行員が受け入れ対応する。その後職員が本人と面接等対応する。（ケースバイケース）</p>	<p>土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。</p>
<p>当県では緊急一時保護の制度があり、24時間県下全域で受け入れる体制を取っている。福祉事務所を窓口として受け入れている。</p>	<p>土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。</p>
<p>市町が一時保護の必要であると判断した場合、一時保護所に連絡が入り、一時保護所の職員から女性相談センターの緊急携帯電話に連絡し、当番の常勤職員から市町に連絡をとるようにしている。</p>	<p>「平日以外に受け入れる」場合と同様の対応をしている。</p>
<p>職員が2人勤務している。</p>	<p>警察等からの依頼の電話に宿直代務員が出て、当番の職員に連絡する。その職員が依頼元に連絡し対応する。</p>
<p>緊急電話対応職員が対応。</p>	<p>土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。</p>
<p>土・日は12:00～20:00 ケースワーカー対応。</p>	<p>非常勤女性支援員が上司（管理職等）に報告し、上司が判断指示する。</p>

土曜・日曜・祝日の受け入れ	平日開所時間外の受け入れ
依頼を受けた囑託指導員が、必要事項を聴取し、保護担当職員に電話で連絡する。保護が必要と判断されれば受け入れを指示する。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。
原則、警察の移送により受け入れることとなる。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。
入所可否の判断後、土日祝日対応指導員（非常勤の業務当直員）が対応している。	入所可否の判断後、夜間対応指導員（非常勤の業務当直員）が対応している。
受け入れの可否等については、相談担当職員（当番制）が電話を受け、上司と協議の上で判断。実際の受け入れは、日・宿直員が対応。	土曜・日曜・祝日の受け入れに同じ。
緊急相談電話担当者（輪番）が相談受付を行い相談内容に応じて上司と協議して受け入れを行う。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。
警察等からの連絡により CW が対応。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。
基本的には警察からの一時保護依頼について対応。当直専門員が、警察からの電話連絡を受け、当番の職員へ連絡する。当番の職員が、警察へ連絡し、詳細を聞き取り、受け入れを協議する。受け入れが決まれば、警察・当直専門員へ連絡して、当直専門員が受け入れの対応をする。	土曜・日曜・祝日の受け入れに同じ。
舎監が対応（土曜・日曜の 8：30～17：15 の間については生活指導員が対応）。	舎監が対応。
土・日・祝日勤務の女性支援相談員又は生活指導員からの連絡を受け、職員（次長、課長、係長）が対応。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。
上司と危険性、緊急性を検討後、実際の受け入れは、日直者、当直者で対応。	上司と危険性、緊急性を検討後、状況に応じて、職員もしくは当直者で、受け入れる。
一時保護所の運営を受託している団体が警察署からの要請を受けると、所の管理者に連絡し、管理者が判断をしたうえで、受託団体に指示し、受け入れする。被害者が直接来所した場合は、管理者が面談し判断する。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。
警察経由、職員（土、日、祝日も交替制）が受付し、所長と協議を行う。	警察経由、寮監（非常勤職員）経由で、課長あるいは所長に連絡が入り、受付、決定を行う。
婦人相談所にかかった電話が転送される一時保護所の管理宿直員が、女性支援課長に報告。女性支援課長が緊急対応について判断し、対応を決定（結果を女性支援課長が管理宿直員に連絡）。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。

土曜・日曜・祝日の受け入れ	平日開所時間外の受け入れ
土・日・祝日は当番職員が公用携帯を所持しており、センターに受け入れ依頼があれば、相談員（9：00～22：00）、警備員（22：00～9：00）から当番職員に連絡が入り、依頼元（警察等）とのやりとりを行う。入所手続は土・日・祝常駐の宿直員等において実施する。	平日開所時間外（18：00～8：30）までは平日以外に受け入れる場合と同様に、当番職員が窓口となり対応をしている。
電話相談員又は本館舎監（電話相談開設時間外）から緊急当番（常勤職員）に連絡が入り、所長と協議。入所決定となれば登庁し受け入れ対応。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。
外部からの電話を宿直員が受け、当番職員へ連絡。当番職員が対応。所長の決定後受け入れ。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。
当所では、平日以外も女性相談員が勤務しており、一時保護の相談を受け、保護が必要と思われるケースについては、所長の承認を受けて、受け入れている。夜間については、次の回答と同じ。	夜間勤務の生活指導専門員が、相談を受け、その内容を所長に報告し、所長の承認を得て受け入れている。午前0時を過ぎてからの来所等については基本として受け入れを行い、翌日以降調整を行う。
保護所の勤務職員が対応し、緊急に保護を要するケースについては、受け入れる。（必要に応じて所長と連絡のうえ判断する。）	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。
事前に相談を受け、緊急時の受け入れの約束ができている場合、相談歴のない人は警察を呼ぶか、警察へ行ってもらい、当所に連れてきてもらう。直接警察へ逃げ込んだ人も警察からの依頼で受け入れている。緊急性がない場合は平日日中の相談を勧めている	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。
24時間、365日対応の電話窓口があり、そこから交替で携帯電話を所持している。幹部職員に連絡が入り対応している。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。
①9時～20時、婦人相談員が電話相談を受け、当番上司と相談のうえ、入所の可否を決定する。②上記の時間以外、支援調整員（一時保護所業務当直員）が電話を受け、当番上司の指示のもとに入所を対応する。	土曜・日曜・祝日の受け入れと同じ。